令和２年度指定管理運営業務評価票（案）

資料２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名称：**大阪府立近つ飛鳥博物館等** | 指定管理者：大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ | 指定期間：令和２年4月1日～令和５年3月31日 | 所管課：大阪府教育庁 文化財保護課 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の基準（内容） | 指定管理者の自己評価（　　月記入） | 　　 | 施設所管課の評価（　　月記入） | 　 | 評価委員会の指摘・提言 |
| 評価 | 評価 |
| S～C | S～C |
| **Ⅰ提案の履行状況に関する項目** | (1)施設の設置目的および管理運営方針 | ◇館の設置目的及び提案内容に沿った管理運営がなされているか○資料の収集・保管・展示○調査研究による最新の成果の発信○国際的な研究交流・情報交換○一須賀古墳群との一体的な活用 |  |  |  |  |  |
| (2)平等な利用を図るための具体的手法・効果 | ◇公平なサービスの提供と対応、障がい者・高齢者等への配慮がなされているか○高齢者、障がい者等への利用援助○子どもにもわかりやすい解説の充実 |  |  |  |  |  |
| (3)利用者の増加を図るための具体的手法・効果 | ◇利用者増加のための工夫がなされているか○展覧会・スポット展示などの実施○学校教育との連携　　・学校等の受入　　・学校教育の発表の場の提供　　・出前事業の実施・博学連携事業の推進○「でかける博物館」事業の実施○「府民が参加する博物館」事業の実施　・近つ飛鳥ギャラリーの実施○「風土記の丘」の活用○広報の実施◇利用者数○入館者数、館外利用者数及び風土記の丘利用者数【参考】【参考】令和２～４年度年間目標　　・入館者数　75,500人　　・風土記の丘利用者数　75,500人令和元年度実績・入館者数　79,265人・館外利用者数　22,327人・風土記の丘利用者数　97,302人◇利用者満足度調査○利用者満足度調査の結果　　・「満足」「やや満足」の割合90％ |  |  |  |  |  |
| (4)サービスの向上を図るための具体的手法・効果 | ◇サービスの向上が図られているか○イベントと連携した入館料無料日の実施○展覧会図録・館報の刊行、展示解説、リーフレット・解説シートの配布 |  |  |  |  |  |
| (5)施設及び資料の維持管理の内容、的確性 | ◇施設・設備の維持・安全管理計画は適切か○施設及び資料の管理　　・年間計画の策定と適切な実施　・定期点検の実施と記録簿の作成○危機管理　　・マニュアルの履行・訓練の実施 |  |  |  |  |  |
| (6)府施策との整合 | ◇提案に沿った府施策との整合が図られているか○世界遺産百舌鳥・古市古墳群の情報発信○「こころの再生」府民運動への協力　・「こどもファーストデイ」の実施◇就職困難者等の雇用◇府民・ＮＰＯとの協働◇環境問題への取り組み |  |  |  |  |  |
| **Ⅱさらなるサービスの向上に関する項目** | (1)利用者満足度調査等 | ◇利用者満足度調査の実施により利用者の意見を把握し、その結果を運営に反映しているか |  |  |  |  |  |
| (2)その他創意工夫 | ◇その他指定管理者によるサービス向上につながる取組み、創意工夫が行われているか |  |  |  |  |  |
| **Ⅲ適切な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項** | (1)収支計画の内容、適格性及び実現の程度 | ◇事業収支について、計画どおりに実施されているか |  |  |  |  |  |
| (2)安定的な運営が可能となる人的能力 | ◇必要な人員数及び人材を確保・配置のうえ、適切に事業が実施されているか◇従事者への管理監督体制・責任体制が整備されているか |  |  |  |  |  |
| (3)安定的な運営が可能となる財政的基盤 | ◇法人の財務状況は適切か |  |  |  |  |  |

　年度評価：

※評価の基準：モニタリング評価は、次の基準により行うこととする。

①項目ごとの評価は下記の４段階評価とする。

　S：計画を上回る優良な実施状況　A：計画どおりの良好な実施状況　B：計画どおりではないがほぼ良好な実施状況　C：改善を要する実施状況

　②年度評価は、次の４段階評価とする。

　S：項目ごとの評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない　A：項目ごとの評価のうちＢが２割未満で、Ｃがない　B：Ｓ・Ａ・Ｃ以外

C：項目ごとの評価のうちＣが２割以上。又はＣが２割未満であっても、文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合

※備考：R3年度は総合評価、R4年度は最終評価をする。